

国住街第 165 号  
令和 3 年 10 月 29 日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長  
(公印省略)

建築基準法における公園内に設ける管理事務所及び倉庫の  
取扱いについて (技術的助言)

建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 48 条第 1 項等の規定に基づく第一種低層住居専用地域等における建築物の用途の制限に関し、公園内に設ける管理事務所及び倉庫の取扱いについて、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和 2 年 12 月 18 日閣議決定)を踏まえ、下記のとおり通知します。

本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いします。

なお、国土交通大臣又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

地方公共団体が近隣に居住する者の利用に供する公園の管理のために設ける管理事務所及び倉庫については、建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 130 条の 4 第 2 号に規定する「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」として取り扱って差し支えありません。

(参考抜粋)

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）

5【国土交通省】

(3) 建築基準法（昭25法201）

(iii) 都市公園の管理施設（都市公園法（昭31法79）2条2項8号）については、特例許可の実績等を踏まえながら、周辺の市街地環境への影響等について整理した上で、当該施設の迅速な整備に資するよう、適切な用途規制の在り方について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。